



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第76号 (2009年3月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



入庁式の模様 (4月1日)

目次

【談話・講演等】	2
【特集】	
○ 地域銀行3行に対する国の資本参加の決定について	2
【トピックス】	
○ 金融円滑化のための新たな対応について	4
○ 「貸出条件緩和債権関係Q&A」の改定について	5
○ 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について	6
○ 「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について	8
○ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について	9
○ 平成20年度金融行政体験制度（インターンシップ）について	11
【国際関連】	
○ バーゼル銀行監督委員会による銀行システムにおける資本水準の強化に関するプレス・リリースの公表について	16
【金融ここが聞きたい！】	17
【お知らせ】	19
【3月の主な報道発表】	27

【談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った[談話・講演等](#)についての情報をお届けするものです。

● 談話等

- ・ [参議院財政金融委員会における与謝野大臣の所信表明（平成 21 年 3 月 12 日）](#)
- ・ [金融担当大臣談話―地域銀行 3 行に対する資本参加の決定について―（平成 21 年 3 月 13 日）](#)

● 講演

- ・ [谷本金融担当副大臣基調講演（平成 21 年 2 月 18 日（水）第 4 回日本 CFO 円卓会議）](#)
- ・ [佐藤金融庁長官講演「金融行政の諸課題と不動産市場」（平成 21 年 2 月 27 日・日本不動産研究所）](#)
 [資料](#)

【特集】

地域銀行 3 行に対する国の資本参加の決定について

3 月 13 日、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「金融機能強化法」といいます。）¹に基づき、地域銀行 3 行（北洋銀行、福邦銀行及び南日本銀行）に対する国の資本参加が決定されました。以下、今般の資本参加の概要について説明します。

我が国の景気が急速な悪化を続ける中、中小企業をはじめとする借り手企業の業況や資金繰りは厳しさを増しており、金融機関が適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮していくことが、これまで以上に重要となっています。一方、金融市場の急激な変動や実体経済の急速な悪化は、金融機関の経営環境にも影響を及ぼしており、健全な金融機関といえども積極的なリスクテイクが必ずしも容易ではなくなってきました。地域の経済情勢がどのような状況にあっても、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、中小企業等に対して円滑に資金供給を行うことは、金融機関の本源的な役割の一つです。金融機能強化法は、金融機関に対して国が資本参加を行うことにより、安心して金融仲介機能の発揮に専念できる環境を整備し、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援することを目的としています。

金融機能強化法の改正法は、昨年 12 月に国会で成立した後、関係政令及び内閣府令等とあわせて、一気呵成（いっきかせい）に施行されました。金融庁では、施行後速やかに、全国の財務局等において金融機関向けの説明会を開催するなど、本制度の趣旨・内容について周知・徹底を図るとともに、本制度の活用について積極的に呼びかけを行ってきたところです。こうした中、1 月中旬から 2 月上旬にかけて、北洋銀行、福邦銀行及び南日本銀行の地域銀行 3 行が、同法に基づく国の資本参加の検討に着手する旨を相次いで公表しました。

金融機能強化法では、金融機関が国の資本参加の申込みを行う際に、経営改善の目標や、中小企業等に対する信用供与の円滑化計画を盛り込んだ「経営強化計画」を提出することとされています。地域銀行 3 行からそれぞれ提出された「経営強化計画」については、金融庁において法令及び監督指針に基づき審査が行われ、金融機能強化審査会の意見も聴いた上で、3 月 13 日に資本参加の決定が行われました。3 行の「経営強化計画」の概要は、別紙のとおりです。これら 3 行は、平成 21 年 3 月期決算で有価証券の積極的な減損処理を行い、将来の有価証券価格の下落リスクを極力排除する等の取組みを行うこととしており、国の資本参加を受けて財務基盤の安定をより確実なものとし、今後、各地域において安定的かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めていくこととしています。各行においては、今後、同計画に盛り込まれた各種方策の確実な履行を通じて、地域の中小企業等に対する円滑な資金供給等に努めたいと考えています。金融庁としても、各行の中小企業向け貸出の取組み状況等について半期毎（9 月末、3 月末）に

¹ 本制度の概要については、「[改正金融機能強化法及び関係政令・内閣府令・監督指針の改正について](#)」（「アクセス FSA」第 73 号掲載）をご参照ください。

報告を受けるなど、法令等に基づき「経営強化計画」の履行状況を定期的にフォローアップしていくこととしています。

なお、「経営強化計画」で掲げられた経営改善の目標のうち、業務の効率性の指標である「業務粗利益経費率」（いわゆる「OHR: overhead ratio」）については、監督指針において、「経営強化計画」の終期における実績が始期の水準を下回っていることが求められていますが、当該指針が機械的に適用された場合、本制度が使いにくいものになるとの声も聞かれるところです。このため、3月10日に公表した「金融円滑化のための新たな対応について」では、「経営強化計画」の「業務粗利益経費率」に関する監督上の措置について、計画終期の実績が計画始期の水準を上回った場合であっても、機械的に監督上の措置を講じることではない旨を、監督指針に明記することとされ、改正後の監督指針が3月27日に公表されました。

今回の資本参加に当たっては、各銀行が、普通株式への転換権が付された優先株式（以下「優先株式」といいます。）を国に対して発行することになっています（3行の優先株式の商品性の概要は別紙を参照してください。）。金融機関が市場で資本調達を行う環境は、国際的な金融市場の混乱の影響もあって、非常に厳しいものとなっています。こうした情勢を踏まえ、各銀行が発行する優先株式の商品性の審査に当たっては、金融機関の積極的な制度利用を促すため、個々の金融機関の実情に即して判断するとともに、本制度の趣旨を踏まえて、配当率等の条件が、長期的に見た金融機関の本来の調達能力に応じたものとなるよう、平時の水準とすることを基本的な考え方としました。

また、金融仲介機能が回復した後は公的資本の返済を速やかに行えるよう、発行後10年経過後から15年目（普通株式への一斉転換日）までの間において、株価の状況により、優先株式の価値が当初の払込金額に相当する額を下回っている場合（いわゆる「含み損」の場合）には、当初の払込金額に相当する額の金銭を国に支払って優先株式を買い入れることにより、国民負担を回避しつつ任意返済ができる仕組み²も設けられています。これは、各銀行の希望に応じ、定款において所要の手当てをした上で設定されているものです。金融機能強化法の昨年の改正では、新たな制度の積極的な利用を促し、中小企業等に対する金融の円滑化を図るとの制度趣旨に鑑み、旧法に比べて大幅に使い勝手の改善が図られています。これとあわせて、優先株式の商品設計を先述のようなものとする事で、金融機関がより申請を行いやすい環境を整えています。

金融庁としては、今般、資本参加が決定された地域銀行3行以外の金融機関においても、資本増強という経営判断をする際には、金融機能強化法の活用についても積極的に検討していただきたいと考えており、引き続き、同法の活用や、将来における優先株式の発行に備えた定款変更について、積極的な検討を呼びかけていく予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[地域銀行3行に対する資本参加の決定について（平成21年3月13日）](#)にアクセスしてください。

² これは、「金銭を対価とする取得条項」または「コール・オプション」と呼ばれるもので、より正確には、各銀行の普通株式の時価に相当する額が、あらかじめ定めた取得価額の下限を下回っている場合において、優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を対価として支払うことにより、優先株式の全部または一部を取得することができるとされています。

金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要 (平成 21 年 3 月 13 日(金)決定)

1. 国の資本参加		北洋銀行（北海道）	福邦銀行（福井県）	南日本銀行（鹿児島県）
資本参加額（資本増強額）		1,000億円	60億円	150億円
自己資本比率（21/3 末見通し）		9.0%程度	9.1%程度	8.4%程度
【参考】 優先株式の発行条件	優先配当金	TIBOR12ヶ月物+1.0%	当初3年間:1.9%(固定) 4年目~:TIBOR12ヶ月物+1.1%	TIBOR12ヶ月物+1.05%
	議決権	なし（但し、配当金が約定通り支払われない場合は、議決権復活）		
	転換権	転換価額の修正は毎月1回		
	一斉転換日	発行後15年経過後(平成36年4月1日)		
	コール条項	時価が「含み損」の場合に限りコール返済可能(発行後10年経過後~一斉転換日)		

2. 中小企業金融の円滑化の目標	計画の始期 ⇒ 終期(23/3)		計画の始期 ⇒ 終期(23/3)		計画の始期 ⇒ 終期(23/3)	
中小企業向け貸出残高	17,427億円	18,240億円	1,639億円	1,681億円	2,435億円	2,649億円
中小企業向け貸出比率	24.25%	25.03%	36.05%	37.78%	37.45%	40.04%
経営改善支援先割合	2.76%	3.32%	2.71%	3.94%	1.04%	1.15%

(注)「中小企業向け貸出比率」=中小企業向け貸出残高(個人向けを除く)÷総資産、「経営改善支援先割合」=経営改善支援先数÷取引先総数

3. 経営改善の目標	計画の始期 ⇒ 終期(23/3)		計画の始期 ⇒ 終期(23/3)		計画の始期 ⇒ 終期(23/3)	
コア業務純益	351億円	375億円			29億円	44億円
コア業務純益ROA			0.26%	0.40%		
業務粗利益経費率	74.39%	51.49%	77.87%	64.80%	274.22%	58.97%

(注)「コア業務純益ROA」=コア業務純益÷総資産、「業務粗利益経費率」=[経費-機械化関連費用]÷業務粗利益

【トピックス】

金融円滑化のための新たな対応について

1. はじめに

金融庁では、3月10日に「金融円滑化のための新たな対応について」を公表しました。以下、今般の「対応」の趣旨・内容について、説明します。

2. 「金融円滑化のための新たな対応」の趣旨

金融庁においては、企業等に対する円滑な金融は金融機関の最も重要な役割の一つであるとの認識の下、金融機関が安心して資金供給できる環境を更に整備する観点等から、金融機能強化法の改正法の迅速な施行、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充、銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化等、これまで様々な措置を講じてきました。今般の「対応」は、世界の景気が急速に悪化する中で、中小企業はもとより、中堅・大企業や住宅ローンを抱える個人も厳しい状況に直面していることを踏まえ、企業金融や個人向け融資（住宅ローン）の円滑化に向けて、特別ヒアリングと集中検査の実施や緊急保証に係るリスク・ウェイトの見直しをはじめとする、追加的な措置を講じることとしたものです。

3. 「金融円滑化のための新たな対応」の内容

(1) 金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施

① 特別ヒアリング

企業金融の円滑化に向けた金融機関の取組み状況についてきめ細かな実態把握に努めるとともに、金融機関に対し、年度末に向けた金融の円滑化を改めて要請することを目的として、2月中旬から、主要行をはじめ原則全ての銀行及び信金・信組に対し、個別に年度末の特別ヒアリングを実施しています。

② 集中検査

①の特別ヒアリングの結果等を踏まえて、(1)中小企業向け融資、(2)中堅・大企業向け融資、(3)住宅ローンの各分野を対象に、(ア)年度末金融への取組み状況及び(イ)新年度入り後の信用供

与の状況について、

- ・ 金融機関が期待される金融仲介機能を十分に発揮しているか
 - ・ 貸し渋り・貸し剥がしと受け取られかねない対応がなされていないか
- といった点に焦点を絞り、4月～6月に短期集中的に検証します。

(2) 緊急保証に係るリスク・ウェイトの見直し

信用保証協会による緊急保証付き融資については、緊急保証制度の政策的役割や政府予算によりほぼ全額バックアップが講じられていることなどを踏まえ、特例的に自己資本比率規制上のリスク・ウェイトを10%から0%に引き下げました。これに関しては、すでに告示改正を行い、本年3月末決算から反映可能であり、具体的な取扱いに関しての解釈集(Q&A)も併せて公表しています。

(3) コベナント対応の弾力化の促進

景気が急速な悪化を続ける中で、売上げの減少等により収益が悪化している企業等において、金融機関からの借入れに係るコベナント（借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項）に抵触する事例が生じつつあります。

こうした状況を踏まえ、金融機関がコベナントの変更・猶予を行っても、そのみで不良債権（貸出条件緩和債権）に該当しないことを「貸出条件緩和債権関係 Q&A」において明確化するとともに、コベナントを機械的・形式的に取り扱わないよう、金融機関に対して要請しました。

(4) 市場型間接金融（シンジケート・ローン等）の積極的活用の要請

景気が急速な悪化を続ける中で、中小企業はもとより中堅・大企業も含め企業の資金繰りは厳しさを増しています。加えて、昨年末には社債・CP市場における調達環境が急激に悪化し、企業が銀行借入れにシフトするといった動きが見られました。

こうした直接金融の機能低下と間接金融へのシフトを踏まえ、リスク分散を図った形での資金供給も促進する観点から、シンジケート・ローン等の積極的活用を金融機関に対して要請しました。

(5) 金融機能強化法の活用促進

金融機関に、金融機能強化法を積極的に活用し、金融仲介機能を適切かつ十分に発揮していただくため、以下の環境整備を実施します。

- ① 公的資本の商品性について、金融仲介機能を平時に復するという制度の趣旨を踏まえ、配当利回り等は平時の水準に設定することとします。
- ② 経営強化計画の「業務粗利益経費率（注）」については、計画終期の実績が計画始期の水準を上回った場合であっても、機械的に監督上の措置を講じることはない旨を、監督指針に明記します。
- ③ 金融機関に対し、トップヒアリング等の機会を通じて、金融機能強化法の活用や、将来に備えた優先株式の発行に関する定款変更等についても検討していただくよう要請を行います。

（注）業務粗利益経費率（OHR）＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「金融円滑化のための新たな対応について」](#)（平成21年3月10日）にアクセスしてください。

「貸出条件緩和債権関係Q & A」の改定について

1. はじめに

金融庁では、3月10日に公表した「[金融円滑化のための新たな対応について](#)」の中の「コベナント対応の弾力化の促進」を受けて、以下のとおり「貸出条件緩和債権関係 Q&A」を改定しました。また、併せて、先般（平成20年11月7日）の「[中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置](#)」による主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を踏まえて、関連する記述を修正しています。

2. 概要

景気の急速な悪化が続く中、売上げの減少等により収益が悪化している企業等において、金融機関か

らの借入れに係るコベナンツ（借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項）に抵触する事例が生じつつあります。

他方、法令上、借り手を支援する目的で、「借り手に有利となるような貸出条件の変更」をした場合、その債権は原則として「貸出条件緩和債権」（不良債権）に該当することとされています。

そこで、コベナンツの変更・猶予そのものは、貸出金の金利や返済期間の変更等の貸出条件の緩和を行うものではないことから、コベナンツの変更・猶予のみをもって、「貸出条件緩和債権」に該当すると判断する必要はない旨を「貸出条件緩和債権 Q&A」において明確化し、金融機関がコベナンツに弾力的に対応できるよう環境整備を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「貸出条件緩和債権Q&A」の改定について（平成21年3月10日）](#)にアクセスしてください。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について

金融庁では、我が国の預金取扱金融機関について、昨年12月末時点におけるサブプライム関連商品等及びFSF報告書における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有額等を取りまとめ、3月6日に公表しました。

サブプライム関連商品等については、12月末において、我が国の預金取扱金融機関全体で、保有額は約5,650億円（9月末比 約▲2,320億円）、評価損及び実現損累計額の合計額は約1兆530億円（9月末では、約9,500億円）となりました。

他方、証券化商品等全体については、12月末において、保有額は約19兆4,080億円（9月末比 約▲2兆8,630億円）、評価損及び実現損累計額の合計額は、約3兆2,380億円（9月末では、約3兆2,730億円）となり、証券化商品等全体の評価損及び実現損の累計額は、9月末時点と比べ、約350億円減少しました。

このように証券化商品等全体で損失が減少した原因については、様々な要因が重複して影響したものと思われますが、主として有価証券に係る会計基準の見直しを受けて、一部の金融機関において、時価評価の方法の変更が行われたこと等によると考えられます。

金融庁では、平成19年9月末以降、我が国預金取扱金融機関全体におけるサブプライム関連商品等や証券化商品等（注）の保有状況を、統一した基準の下に開示してきました。

こうした取組みは、サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱が我が国金融システムに与える影響に関する、正確な理解に資するものであると考えています。

金融庁としては、情報発信の取組みをこれからも推進し、金融システムの現状や金融行政の考え方に容易にアクセスできる環境の整備を引き続き図っていきたいと考えています。

（注） FSF 報告書における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有状況については、平成20年3月末時点より集計・公表しています。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成20年12月末時点)

※下段()書きは平成20年9月末の数値 (単位:10億円)

	Tier1 自己資本 (20年3月末)	実質業純 (20年3月期)	株式評価益 (20年12月末)	サブプライム関連商品等保有額						サブプライム関連の ABCP プログラム
				簿価 (12月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (12月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	
大手行等	25,987	3,499	111 (2,201)	496 (719)	▲119 (▲140)	▲842 (▲727)	21 (26)	0 (0)	▲317 (▲316)	—
地域銀行	12,862	1,799	666 (1,620)	39 (46)	▲7 (▲3)	▲48 (▲47)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,222	795	▲327 (▲132)	30 (31)	▲8 (▲4)	▲29 (▲29)	—	—	—	—
合計	50,071	6,093	450 (3,690)	565 (797)	▲134 (▲147)	▲919 (▲803)	21 (26)	0 (0)	▲317 (▲316)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。
「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4) 上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5) 一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について(平成20年12月末時点)

※下段()書きは平成20年9月末の数値 (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額										CLO,CDO [※]			RMBS [※]			CMBS			レバレッジド ローン		合計				
	うちCDO			うちRMBS			その他		小計		保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	保有額	評価損益																保有額
大手行等	111 (170)	▲ 21 (▲ 27)	▲ 602 (▲ 567)	300 (438)	▲ 85 (▲ 108)	▲ 159 (▲ 98)	85 (112)	▲ 13 (▲ 4)	▲ 81 (▲ 62)	496 (719)	▲ 119 (▲ 140)	▲ 842 (▲ 727)	5,054 (6,140)	▲ 576 (▲ 586)	▲ 627 (▲ 431)	3,379 (3,707)	▲ 104 (▲ 129)	▲ 281 (▲ 229)	2,082 (2,246)	▲ 78 (▲ 110)	▲ 32 (▲ 17)	4,813 (5,599)	▲ 77 (▲ 108)	15,823 (18,412)	▲ 877 (▲ 1,264)	▲ 1,859 (▲ 1,512)
													4,609 (5,661)	▲ 554 (▲ 565)	▲ 583 (▲ 408)	625 (878)	▲ 104 (▲ 122)	▲ 284 (▲ 230)	477 (603)	▲ 59 (▲ 92)	▲ 21 (▲ 14)	3,481 (4,245)	▲ 59 (▲ 87)	9,886 (12,107)	▲ 835 (▲ 1,219)	▲ 1,768 (▲ 1,466)
地域銀行	6 (8)	▲ 1 (▲ 1)	▲ 48 (▲ 47)	0 (0)	0 (▲ 0)	0 (0)	33 (38)	▲ 7 (▲ 2)	▲ 1 (0)	39 (46)	▲ 7 (▲ 3)	▲ 48 (▲ 47)	172 (263)	▲ 20 (▲ 33)	▲ 176 (▲ 130)	894 (932)	▲ 4 (▲ 3)	24 (21)	395 (417)	▲ 6 (▲ 4)	8 (7)	13 (15)	1 (0)	1,513 (1,672)	▲ 37 (▲ 43)	▲ 191 (▲ 149)
													118 (195)	▲ 14 (▲ 31)	▲ 171 (▲ 128)	1 (1)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 0 (▲ 0)	- (-)	- (-)	▲ 0 (▲ 0)	4 (5)	0 (0)	162 (247)	▲ 22 (▲ 34)	▲ 219 (▲ 175)
協同組織 金融機関	3 (3)	▲ 2 (▲ 1)	▲ 30 (▲ 30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (28)	▲ 6 (▲ 3)	1 (1)	30 (31)	▲ 8 (▲ 4)	▲ 29 (▲ 29)	1,025 (1,113)	▲ 143 (▲ 196)	▲ 102 (▲ 82)	798 (807)	▲ 4 (▲ 2)	9 (6)	195 (210)	▲ 2 (▲ 2)	5 (4)	23 (26)	0 (1)	2,071 (2,187)	▲ 157 (▲ 203)	▲ 117 (▲ 101)
													797 (878)	▲ 124 (▲ 185)	▲ 98 (▲ 82)	- (-)	- (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (11)	0 (▲ 0)	838 (920)	▲ 132 (▲ 188)	▲ 128 (▲ 111)
合計	119 (181)	▲ 23 (▲ 29)	▲ 680 (▲ 644)	300 (438)	▲ 85 (▲ 108)	▲ 159 (▲ 98)	145 (178)	▲ 26 (▲ 9)	▲ 80 (▲ 61)	565 (797)	▲ 134 (▲ 147)	▲ 919 (▲ 803)	6,251 (7,515)	▲ 739 (▲ 1,114)	▲ 905 (▲ 643)	5,072 (5,447)	▲ 112 (▲ 134)	▲ 248 (▲ 202)	2,671 (2,873)	▲ 98 (▲ 116)	▲ 19 (▲ 7)	4,649 (5,639)	▲ 76 (▲ 107)	19,408 (22,271)	▲ 1,071 (▲ 1,511)	▲ 2,167 (▲ 1,762)
													5,524 (6,730)	▲ 692 (▲ 1,081)	▲ 853 (▲ 618)	626 (880)	▲ 104 (▲ 122)	▲ 285 (▲ 230)	477 (603)	▲ 59 (▲ 92)	▲ 21 (▲ 14)	3,495 (4,261)	▲ 58 (▲ 86)	10,686 (13,274)	▲ 989 (▲ 1,441)	▲ 2,135 (▲ 1,752)
(参考) 商品別毀損率	▲ 96.77% (▲ 79.78%)			▲ 49.96% (▲ 35.63%)			▲ 44.65% (▲ 25.02%)		▲ 68.74% (▲ 56.41%)				▲ 22.24% (▲ 21.07%)		▲ 6.63% (▲ 5.89%)		▲ 4.36% (▲ 4.60%)		▲ 1.34% (▲ 1.74%)				▲ 14.30% (▲ 13.07%)			
													▲ 23.48% (▲ 22.60%)		▲ 39.38% (▲ 29.36%)		▲ 15.92% (▲ 17.16%)		▲ 1.33% (▲ 1.80%)				▲ 23.04% (▲ 20.25%)			

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(12月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。

(注2) 上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注3) CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4) RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。

(注5) レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。

(注6) 上記のほか一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲300億円)が公表されている。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について\(平成21年3月6日\)](#)にアクセスしてください。

「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に 基づく貸出条件緩和の状況について(平成 20 年 7～9 月期・10～12 月期)

金融庁では、[アクセス FSA 第 72 号](#)で取り上げたとおり、金融機関が借り手に対する貸出条件の緩和に柔軟に応じることができるよう、昨年 11 月 7 日に、各監督指針及び金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を改定しました（「[中小企業向けの貸出条件緩和が円滑に行われるための措置](#)」）。

そして、この措置を受けて、金融機関による中小企業向け融資の貸出条件緩和の状況について調査・集計し、平成 21 年 2 月 10 日に結果を公表しました。

この結果によると、金融機関が中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権は、主要行等、地域銀行及び信用金庫・信用組合全体で、20 年 10～12 月期において 32,837 件（1 兆 3,123 億円）となり、これを 20 年 7～9 月期と比較すると、件数ベースで 17.2%（金額ベースで 11.3%）の増加となっています。

また、貸出条件の緩和を行った債権のうち、経営改善の見込みがあり、不良債権に該当しなかった債権は、20 年 10～12 月期において 7,349 件（3,112 億円）となり、これを 20 年 7～9 月期と比較すると、件数ベースで 5.1 倍（金額ベースで 5.9 倍）となっています。

昨年 11 月 7 日に「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」を講じてから、2 か月弱の時点での調査結果であるため、確たる判断は困難ですが、調査結果には、この措置の効果が現れてきていると考えています。

この措置を踏まえて、各金融機関では、条件緩和に柔軟に応じるため、行内規程の整備や営業現場の職員への研修といった態勢整備が進められており、金融庁としては、金融機関による貸出条件緩和に対する取組みが、これまで以上に進められることを期待しています。

「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について

		中小企業に対して貸出条件緩和を行った債権			左のうち、経営改善の見込みがあり、 不良債権にならなかったもの （（）内は条件緩和を行った債権に占める割合）	
		20年7～9月期	20年10～12月期		20年7～9月期	20年10～12月期
主要行等	件数	2,888件	3,211件	+323件（+11.2%）	0件（0.0%）	2,635件（82.1%）
	金額	1,806億円	1,847億円	+41億円（+2.3%）	0円（0.0%）	910億円（49.3%）
地域銀行	件数	16,732件	18,912件	+2,180件（+13.0%）	686件（4.1%）	2,474件（13.1%）
	金額	7,298億円	7,453億円	+155億円（+2.1%）	236億円（3.2%）	1,254億円（16.8%）
信用金庫 信用組合	件数	8,402件	10,714件	+2,312件（+27.5%）	757件（9.0%）	2,240件（20.9%）
	金額	2,689億円	3,823億円	+1,135億円（+42.2%）	289億円（10.8%）	948億円（24.8%）
計	件数	28,022件	32,837件	+4,815件（+17.2%）	1,443件（5.1%）	7,349件（22.4%）
	金額	11,793億円	13,123億円	+1,330億円（+11.3%）	525億円（4.5%）	3,112億円（23.7%）

（注）「主要行等」とは、主要行、新生銀行、あおぞら銀行及びシティバンク銀行を、「地域銀行」とは地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行を指す。

（注）上記計数は、各金融機関における今後の精査により変更されうること留意が必要。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について（平成 20 年 7～9 月期・10～12 月期）（平成 21 年 2 月 20 日）](#)にアクセスしてください。

財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について

深刻化する多重債務問題を解決するために、平成 18 年 12 月に、貸金業者に対する参入規制等の強化、上限金利の引下げ等を内容とする改正貸金業法が成立し、「貸し手」への対策が整備されました。さらに既に多重債務に陥っている方など、「借り手」への対策を進めるために、関係閣僚をメンバーとした「多重債務者対策本部」が平成 18 年 12 月に設置されています。本部では、有識者会議を設けるとともに、各省庁間でも精力的に意見交換を行い、平成 19 年 4 月 20 日に「多重債務問題改善プログラム」が策定されました。

本プログラムは、多重債務問題を解決するために直ちに取り組むべき具体的な施策をまとめたもので、

- ① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
- ② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
- ③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
- ④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

の 4 つの項目を柱としています。

この中で「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」については、財務局等、都道府県、市区町村などに多重債務相談窓口が設置されており、相談を受け付けています。

今回、これらの相談窓口における多重債務相談の状況について把握するため、平成 19 年度下半期に引き続き、平成 20 年度上半期（平成 20 年 4 月～9 月）の相談状況について、財務局等、都道府県、市区町村にアンケート調査を行いました。その結果概要をご紹介します。

アンケートの結果概要

○多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口の設置状況

今回のアンケート結果によると、平成 20 年 3 月の時点で、全国全ての都道府県において多重債務相談窓口が整備されていることが確認されました。また、市区町村では、平成 20 年 3 月の時点で、1,515 市区町村（約 84%）に相談窓口が整備されており、さらに平成 20 年 9 月末には、1,630 市区町村（約 90%）で相談窓口の整備が完了していることがわかりました。さらに、多重債務の相談を充実させる観点から、平成 20 年 4 月には、財務局等にも、多重債務相談窓口を設置し、相談業務を開始しています。

○多重債務相談件数の推移

平成 20 年度上半期の相談件数は、財務局等：3,457 件、都道府県：25,774 件、市区町村：48,441 件であり、合計：77,672 件となっています。これは、平成 19 年度下半期の相談件数の合計：77,326 件とほぼ同水準です。

また、4 月から 9 月までの月別の多重債務相談件数の推移を見ると、9 月になり相談件数が増加しています。平成 20 年には、9 月から 12 月までの期間、全国で「多重債務者相談強化キャンペーン」が実施されました。これに伴い、金融庁は 9 月に全国の都道府県、市区町村、銀行、信用金庫、信用組合、貸金業者、公共交通機関などにポスターを配布して掲示を依頼しており、これらの広報活動の成果も相談件数の増加の一つの要因であると考えられます。

○相談者のプロフィール

相談者の年齢の分布については、30 代、40 代、50 代、60 代以上がそれぞれ 20%程度を占めており、相談者の年齢に偏りはありません。また、相談者の抱える借金の状況については、借金の総額が 100 万円未満の方が全体の 14.4%を占め、300 万円未満の方で全体の 43%程度となっている一方、500 万円以上の借金を背負っている方も 13%程度存在しています。これに対して、相談者の年収の分布については、年収 100 万円未満の割合が最も多く、年収 400 万円未満の方が全体の大半を占めるなど、収入に対して過剰な借金をしている状況がみてとれます。一方、1,000 万円以上の収入があっても多重債務に陥っている事例も 147 件あります。

○多重債務相談について、現状の問題点や今後についての意見

多重債務相談に関する問題点、意見を調査したところ、都道府県、市区町村からは「相談体制の整備や関係機関・関係部署との連携が後れている」、「債務整理後のフォローアップが重要」、「広報活動を充実させることが重要」などの意見が寄せられました。また、担当職員への研修の必要性、金融経済教育の充実やヤミ金対策の強化に関する意見なども寄せられています。

以上のアンケート結果をみると、全国各地で多重債務相談窓口の整備は着実に進展していることがわかります。一方、財務局等、都道府県、市区町村、その他の関係機関の間の連携や、債務整理後のフォローアップ体制については、今後、更に整備・改善を図っていく必要があると考えられます。また、借金で悩んでいる方を相談窓口に導くために、様々な媒体を利用し、効果的に広報活動を行っていくことも重要であると考えられます。

今後は、今回のアンケートで得られた情報も踏まえながら、多重債務問題改善プログラムに掲げられた各施策について、その進捗状況のチェック、フォローアップを行う予定となっています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について（平成21年2月27日）](#)にアクセスしてください。



**相談窓口に関するお問い合わせは、
お住まいの都道府県・市区町村、
もしくは、最寄りの財務局まで。**

金融庁ホームページでも、全国の相談窓口の連絡先を掲載しています。

<http://www.fsa.go.jp/soudan/>

平成 20 年度金融行政体験制度（インターンシップ）について

金融庁では、金融行政に関心を持つ学生の皆さんに対して、実践的な就業体験の機会を提供することで、学習意欲の喚起、職業意識の涵養及び金融行政についての理解の増進を図ることを目的として、平成 18 年度から「金融行政体験制度（インターンシップ）」を導入し、平成 20 年度においても、平成 21 年 2 月から 3 月の間で以下のとおり実施しました。

1. 受入人数

本邦に所在する大学又は大学院の学生のうち、4 名の実習生を受け入れました。

2. 受入部署・日数等

総務企画局政策課、市場課、審判手続室及び証券取引等監視委員会において、2 週間の受け入れを行いました。

『お知らせ』

本制度については、今年度も、引き続き実施していくことを予定しています。

内容の詳細については、実習生より提言されたご意見等を踏まえ、現在検討中であり、応募方法等を含めて、別途当庁ウェブサイトにおいてお知らせします。

向上心、探究心、チャレンジ精神の旺盛な学生の皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

【参 考】

平成 20 年度金融行政体験制度（インターンシップ）の概要

(1) 実習時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで

(2) 実習生を非常勤の国家公務員として採用

(3) 実習生ごとに指導、監督、助言等を行う実習指導官を配置

今回、実習生として参加された皆さんに、以下のアンケート項目について回答していただきました。

【アンケート項目】

- ① 「金融庁」のインターン制度に応募した動機は何ですか。
- ② あなたが持っていた「金融庁」のイメージはどういうものでしたか。
- ③ あなたが行った実務体験とその感想をお書きください。
- ④ 実務体験を終えて、あなたの「金融庁」のイメージはどうなりましたか。
- ⑤ このようなインターン制度について、あなたのご意見・ご感想をお書きください。

風間さん

(中央大学 2 年)

配属先：総務企画局政策課



① 動機は 3 つあります。

1 つ目は、日本全体の役に立つことができる国家公務員を志望しており、特に金融に興味があるため、金融を通じて日本に貢献する金融庁に興味を持ったからです。

2 つ目は、民間金融機関と違い、直接国民とかわることが少ない金融庁が国民に対して何ができるのかを知りたかったからです。

3 つ目は、「貯蓄から投資へ」という政府目標達成のためには、金融経済教育が不可欠だと思い、それを担当している政策課で、金融経済教育について知りたいと思ったからです。

- ② 対外的に、民間金融機関に対して発言力を持っているイメージがありました。金融庁内はクールで頭のいい人が多く厳格な職場というイメージがありました。また、昨今の金融危機で現在の金融庁内はとても忙しいのではないかと感じていました。
- ③ 金融庁に関する新聞や英文を読むこと、決裁文書の作成、各団体への金融経済教育パンフレットの送付、金融庁に関する資料を読み込んで自分の考えを書くこと、ファイルの作成、メモ取り、応接メモの作成、日銀へ同行させていただくなど本当に様々なことをさせていただきました。中でも特に印象に残っているのは、日経 **STOCK** リーグの審査のお手伝いをさせていただいたことです。実際にレポートを読んで、点数とコメントをつけました。自分の意見を職員の方が目を通してくださり、まさか自分の意見が聞いてもらえるとは思ってもいなかったもので、大変驚きました。金融庁は風通しのよい組織であるとパンフレットにありましたが、本当なのだろうと実感しました。最終審査会も見学させていただき、審査を行う有識者の中で金融庁が参加しているのを見て、社会の中の金融庁というのをなんとなく感じました。金融庁内では自分の率直に思っていることが言えますし、求められます。しかし、外に出たら、その意見の責任は自分に帰属するのではなく、金融庁に帰属するのだと、だからこそ多角的な視点から、金融庁の人間ではない人間がそれを受けてどう考えるのかまで考慮した意見を発していかなければならないと思いました。また、その審査結果が公表されるということで、自分の目の前で起きていたことが世の中に出るということがうれしかったです。
- 2週間のインターンシップを通じて、金融経済教育というのは「貯蓄から投資へ」という目標の達成手段の1つにすぎないということに気がつきました。国民の市場への信頼醸成や、よりよい金融システムの構築など金融庁が行っている他の政策と相互補完的に作用することで初めて、「貯蓄から投資へ」という政府目標は達成されるのだろーと思いました。金融経済教育だけにしか注目していなかった自分はずいぶん視野が狭かったと思います。また、報道などで大々的に取り上げられる金融庁の政策や発言の裏には、綿密でそれが故に地味な作業が積み重ねられていということをはじめて知りました。
- ④ 頭のいい人が多い、というイメージは変わりませんでしたが、穏やかで気さくな人が多いということに驚きました。また、思っていたよりもずっと静かな職場だと思いました。
- ⑤ 本当に楽しい2週間でしたので、是非来年も継続していただきたいと思います。強いて言うならば、インターンシップの時間外(18:15以降)を見てみたかったというのと他のインターンシップ生との交流があればさらに面白かったかと思います。

内海さん
(東京大学大学院 1年)
配属先：総務企画局市場課



- ① 志望先の一つとして金融庁を考えているため、インターンシップでの体験を通じて、仕事の内容や職場の雰囲気、環境、職員の方々の働く様子など、自分が進路選択をする上で、重要な判断材料を収集したいと考えていたためです。また、大学院で金融商品取引法を学んでいるため、法制実務の面から金融商品取引法、ひいては法律全般に関して、法案作成の現場を見たい、と考えていたことも動機の一つとして挙げることができます。
- ② 金融庁という組織に対するイメージと、そこで働く職員の方々に対するイメージの二つに分けて考える必要があると思います。前者に関しては、市場の公正性確保のために、不正な市場参加者に対して断固たる姿勢を取る厳格な役所であり、かつ急速に変化を続ける金融情勢に対応するため、組織としてはかなり柔軟な部分も持つ役所である、という二面性を持った組織ではないかと考えていました。また、後者に関しては、高度な専門性と使命感を持ち、かつ情報収集能力に優れた方が多いようなイメージを持っていました。

- ③ 私は、市場課の市場機能強化法令準備室に配属され、金融商品取引法改正案の最終的な取りまとめ部分のお手伝いをさせて頂きました。

準備室では、新聞記事の切り抜きから始まり、法案の条文チェック、部会や総務会用の資料の国会への運搬、財務省にある印刷所と金融庁を往復しての資料運び、内閣法制局での読み合わせや衆議院議案課に対する概要説明への随行、内閣府で行われた関係省庁の会議でのメモ取り、庁内への情報・資料の配布、不公正取引に関する事例の資料集めなど、様々な仕事に関わらせて頂きました。

これらの仕事を通じて自分の抱いた感想としては、実際の法案作成プロセスが、莫大なコストを支払いつつ、思った以上に複雑でかつ多くの人々が関わっているものなのだな、と感じたことです。これは決してネガティブな意味ではなく、法律の国民経済に与える影響の大きさを考えると、それが充分妥当なものであると、実体験をもって感じる事ができ、大変勉強になったと考えています。ただ、何をやるにしても資料や冊子を印刷し、持ち運ばなければならないことに関してだけは、どうにかならないものかな、と感じました。(夏場のエアコンの温度を弄るよりも、使う紙の量を半分にしたほうが、よっぽど地球には優しいのではないかな……とったり)

- ④ 検査・監督部局と関わったわけではないので厳格さという観点からは、なかなか分かりませんでした。が、法案作成に際していろいろな情報を集めていたり、外部からの問い合わせに答えたりしている様子を見ると、組織として経済情勢の変化に積極的について行こうという気概は感じられたように思えます。

また、金融庁で働く職員の方々に関しても、穏やかでかつとても真面目で仕事好きの方が多いような印象を持ちました。それに加えて、組織にしても人にしても、悪い意味での「役所らしさ」というものはあまり感じられず、風通しがよく個々人の能力を最大限に活かせるような雰囲気を感じられました。

- ⑤ このように行政の内部で法案作成（もしくは行政運営全般も含めて）の現場を体験するというのは、他では決してできない体験であり、参加する学生の立場からすると、今回のインターンシップ制度は非常に貴重な機会であると考えています。また、業務説明会等だけでは触れることのできない、日常的な業務環境のことについても知ることができたという点で、金融庁を志望する立場の学生として、とても意味のある経験であったと思います。

唯一注文をつけた点としては、インターンシップを受け入れる時期に関することです。というのも、学部3年・修士1年の学生にとっては、1～3月の時期というのは、大学の定期試験や就職活動、資格試験の勉強等があるために、インターンに行きたくても行けない人が多いのではないかと思います。そのため、この時期（だけ）でなく、夏場の受け入れについても考えていただけると、インターンを志望する学生にとって、より参加しやすいものになるのではないのでしょうか。

佐々木さん
(明治学院大学大学院2年)
配属先：総務企画局総務課審判手続室



- ① 私は、法曹を目指して法科大学院で学んでおり、学校の授業では特に行政法が好きで、力を入れて勉強していました。

普段、私が学校で勉強している行政法は、行政によって私人の権利が侵害されたことを前提として、裁判所に行政訴訟等を提起することにより、その救済を図るといったことに主眼が置かれていますが、自分なりに勉強を進める中で、「社会正義の実現」、あるいは、「社会的弱者の保護」の多くは、行政が、日々、具体的な法の適用を行う中で実現されているということに、ある時気付きました。それ以来、その実際をぜひ目の当たりにしたい、と強く願っていましたところ、金融庁のインターンシップ募集について知りました。

金融庁については、後で述べるように、ほとんど無知でしたが、行政の現場を体験させていただける絶好の機会だ、と思い、思い切って応募しました。

② 大変申し訳ないことに、インターンシップに応募した当時、私は、金融経済、あるいは、金融行政法について全くの無知で、金融庁についても、テレビや新聞などが、「今日、金融庁が消費者金融の〇〇に業務停止命令を出しました。」等と報道しているのを見て、「金融業界を監督しているのよね・・・？」と思っていたぐらいで、かなり曖昧かつ僅かなイメージしか持ち合わせていませんでした。

③ 審判手続室は、金融商品取引法及び公認会計士法の課徴金制度に関する業務を行っている部署です。

実習内容としては、室内検討会や審判官との打ち合わせに参加させていただいたり、記者レクの見学に連れて行っていただいたりしました。さらに、

- ・審判手続における重要事項である送達実務についての判例の検討
- ・金融庁の課徴金審判制度で今後さらに整備すべき点について、他の審判制度や訴訟制度との比較
- ・課徴金の徴収に関して問題となっている点の解決方法について、法的視点からの考察

等をさせていただき、その中で、課徴金制度や審判手続きの運用についての理解を深めることができました。

金融庁の課徴金制度は、法令に違反する行為、つまり、投資家や市場を裏切る行為をした者（法人）に対し、金銭的負担を課することにより、違反行為の抑止を図るものです。しかし、その適用を誤れば対象者（被審人）に取り返しのできない損害を与える可能性があるとともに、課徴金制度に対する信頼も失墜し、結局、「市場の公平性・透明性」、「投資家の保護」といった課徴金制度の目的が達成されないという結果に陥る可能性があります。したがって、その適用に際しては、あらゆる角度から細心の注意が払われなければならない、職員の皆様も、そのことを強く意識して職務にあたっていることがよくわかりました。そのプロフェッショナルな仕事ぶりは、法律を使って仕事をする道を志す私にとって大変示唆に富むものであり、その姿を一番近くで見せていただいた以上、今後はいい加減な勉強なんてできない、もっと真剣に法律に向き合わねばならない、と身が引き締まる思いがいたしました。

④ 私がお世話になった審判手続室は、課徴金制度を適切に運用することにより、公正・透明な市場を確立し、投資者の保護を図ることをその任務とする部署で、そこには正に、行政による「社会正義の実現」や「弱者保護」の実際があったと思います。

私が見せていただいたのは、金融庁の職員の皆様が行っておられる仕事のほんの一部に過ぎないと思いますが、それでも「金融庁は国民の利益や幸福を守るために積極的に働く金融行政のプロ集団である。」ということを強く感じました。

⑤ 私は市民生活に密着した活動を行う弁護士を目指しており、少なくとも現在のところは、行政の道に進もうと考えているわけではありません。しかし、私のような者にとってもインターンシップに参加させていただいたことは、今後の学習、あるいは人生そのものにおいて非常に大きな財産となったと確信しております。

学校で行っている勉強は、仕方のないことですが、どうしても、「勉強のための勉強」になってしまい、責任感や緊張感をもって法律を使うといった体験ができる機会は残念ながらそう多くはありません。そういった意味で、その仕事が生身の人間の生活に極めて大きな影響を及ぼす行政の現場を体験させていただいたことは、学校にいては決して体験することができない部分を補って余りあるもので、インターンシップに参加できて本当によかったと思っています。学校での学習を再開させた今、私の法律に向き合う姿勢は、より真剣なものになりました。

今回、私が非常に素晴らしい経験をすることができたのは、審判手続室の皆様をはじめ、多くの金融庁職員の皆様に懇切丁寧なサポートをしていただいたおかげです。あらためて心から御礼申し上げます。お忙しいとは存じますが、今後も一人でも多くの大学生・大学院生にインターンシップの機会を与えていただけたらと思います。

大塚さん
(慶應義塾大学3年)
配属先：証券取引等監視委員会総務課



- ① どの業もお金なしでは成り立たず、金融にかかわっていれば、お金の流れだけではなく世の中の仕組みを知ることができるのではないかと思っていたので、もともと金融に興味がありました。
なんとなく政府として金融庁が行っていることを知っているつもりでしたが、果たしてそれが本当かどうかを、実際組織の中に入って検証したかったから、毎日どのような雰囲気でどんなお仕事を職員の方々がされているのか、知りたかったからという事がインターンシップに応募した理由です。
- ② 違法行為を行った金融機関などに対し、行政処分や勧告を行うことがメインの仕事であるというイメージでした。それから外国政府と連携して金融政策を検討する会議などに財務省と一緒に出席しているというイメージもありました。
職場の雰囲気は、すごく静かな感じだと思っていました。そのイメージは、説明会でお話をしてくださる職員の方々の雰囲気から得たものです。
- ③ 有識者会議や監視官会議・諸課長の講演等を聴講させていただいたり、金融庁宛の相談内容・被害内容をまとめたり、監視官会議の準備をしたり、金融商品取引法と商品取引法の比較をしたりしました。各課の業務説明を受ける機会を上司の方々が用意してくださって、質問をたくさんすることができ議論もできて、金融庁に対する理解がとても深まりました。
やはり組織の中に入ると各組織の役割、国会議員との関係、など、それまでただ知識でしかなかったものや、映像でしか触れたことのない記者会見などを自分の目で見ることができました。とてもいい経験をさせていただきました。
- ④ かなり変わりました。①面白い人が多い②私が思っていたより面白そうな仕事がたくさんある③エキスパートが非常に多いのでいろいろな専門家に囲まれて仕事ができる、刺激をたくさんもらえて楽しそう というのが今の私が持っている金融庁のイメージです。
①②は私の偏見が原因であり、実際に組織の中に入ったことで得られたものだと思います。③エキスパートが多いということに関してですが、金融庁には弁護士・検事などの法律の専門家だけでなく公認会計士・不動産鑑定士、それから金融機関から転職された方などが働いていらっやって、他省庁に比べ専門家が非常に多いと感じました。
検査をするという金融庁の立場上、各部門の専門知識が十分でないときちんと検査ができないということが大きく関係しているのだと私は理解していますが、そうでないとしても、こういった環境で働いていく中でいろいろな刺激を受けられるのは確実であろうと思います。
- ⑤ 非常にいい制度だと思います。普段説明会で得られる情報よりもはるかに多くの、そしてずっとリアルな情報を得られたと思います。中に入らないとわからないことは思っていた以上に多く、金融庁だけではなくどの省庁についても言えるような霞ヶ関の性質をほんのわずかですが感じられたと思います。短い期間でしたが私にとって大きな糧となり、かつ多くの宿題をもらった二週間だったと思います。
それから、個人的な問題なのですが、時間に余裕のあるときにインターンシップはすべきだと切に感じました。私の場合は公務員試験の1か月前というタイミングでインターンシップをさせていただいたので、就職活動が始まる前の夏かその前の春がベストな時期だと思います。

【国際関連】

バーゼル銀行監督委員会による銀行システムにおける資本水準の強化に関するプレス・リリースの公表について

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」といいます。）は、3月12日、将来のストレス時における銀行システムの強靱性を強化するため、自己資本の水準を強化する必要がある旨のプレス・リリースを公表しました。

本プレス・リリースの中で、バーゼル委は、具体的に以下の施策を通じて、銀行システムにおける資本水準の強化を図っていくと発表しています。

- ①ストレス時に取崩しが可能な資本バッファの構築を促すような基準の導入
- ②自己資本の質の強化
- ③リスク捕捉の改善
- ④リスク・ベースでない補完的指標の導入 等

これらの施策は、2008年4月発表の金融安定化フォーラム（FSF）の報告書や、同年11月発表のG20の行動計画の中に盛り込まれている、銀行システムの強靱性の更なる改善のためのバーゼルⅡの強化や、バーゼルⅡの景気循環増幅効果（プロシクリシティ）の緩和といった議論を踏まえ、バーゼル委における今後の取組みを発表したものです。

また、バーゼル委は、上記の様々な施策の検討状況を踏まえた上で、2010年中に最低所要自己資本の水準についての検討を行うとしています。もっとも、現在の実体経済の低迷及び金融市場の混乱が継続している間は、世界的な最低所要自己資本の引上げは行わない旨を併せて発表しています。

今後は、バーゼル委において、銀行システムにおける資本水準の強化に向けた上記施策についての検討が進められることとなります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から「バーゼル銀行監督委員会」から[バーゼル銀行監督委員会による銀行システムにおける資本水準の強化に関するプレス・リリースの公表について（平成21年3月13日）](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

【大臣冒頭発言】

金融円滑化のための新たな対応について。年度末を控え、中小企業はもとより、中堅・大企業の業況や資金繰りも厳しさを増しております。このような状況を踏まえ、金融庁において、金融円滑化のための特別ヒアリングと集中検査をはじめとする新たな措置を講ずることといたしました。

新たな対応の内容について、お話し申し上げます。

1、金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査。

1、緊急保証に係るリスクウェイトの見直し（10%から0%へ）。

1、コベナント対応の弾力化の促進。

1、市場型間接金融（シンジケート・ローン等）の活用の要請。

1、金融機能強化法の活用促進。

これらの措置によって、企業金融等がより一層円滑化することを期待しております。

Q：冒頭、金融、資金繰り対策について御説明がありましたけれども、株価の低迷に対する政府の対応については、今、どのようにお考えになっておられるか。今後、どのような議論を行われる予定なのか。

A. 今朝も記者会見で申し上げましたけれども、株価そのものに対する対策と、株価が下がったときに影響を受ける業種、分野に対する対策と、物の考え方は、多分2通りに分かれると思っております。それで、最初のほうの株価そのものの対策というのは、非常に技術的に難しい。これは、大変な資金も努力も必要で、どういうふうに物事を正当化できるかという根本問題も実はあります。

しかし、株価下落によって影響を受ける業種、分野、これに対する対策というのは、今、金融庁、財務省、両方でやっておりますし、内閣府でももちろんやっておりますし、党のほうでもやっております。

ただ、党のほうは、株価対策、株価そのものの対策はないのかということを模索しておられるというふうには伺っております。

Q：今の金融の円滑化なのですが、貸し渋りがないかどうかということで集中検査に入るというのは、極めて異例なことだと思うのですが、そのあたりについて、わらいと、これからそういう信用収縮に対する政府の姿勢について、もう少し具体的にお話しいただけますでしょうか。

A. これは、基本的な精神として、民間金融機関にお願いするという話で、やはり官民挙げて金融危機に、あるいは経済危機に対応していこうというお願いでございまして、何か金融庁が、金融庁が持っている権限で金融界を指導していくというような、そんな態度でやっているわけではございません。

3月の期末の資金繰りの問題もありますし、期末はうまく越えても、また4、5、6月というところはかなり危険な局面だと言う方もおられますので、そういうものを含めて、対応をきちんとやってまいりたいと思っております。

【平成21年3月10日（火）経済財政諮問会議後記者会見】

【大臣冒頭発言】

まず金融担当大臣として発言をさせていただきたいと思います。これは地域銀行3行に対する資本参加の決定についてでございますが、お手元に配付いたしております談話のとおり、本日、北洋銀行、福邦銀行及び南日本銀行に対し、改正金融機能強化法に基づく資本参加の決定を行いました。

Q：今ご発表がありました資本参加の件ですけれども、今この場で具体的な額がお伺い出来ればお伺いしたいというのが1点と、12兆円の枠を用意して年度内、恐らくこの3行に止まるのかなというふうに思われますが、今後の活用に向けて積極的な呼びかけ等について大臣のお考えをお伺い出来ますか。

A. 額は一番大きいのが北洋銀行の1,000億、福邦銀行の60億、南日本銀行の150億でございまして、この結果、北洋銀行の自己資本比率は9.0%、福邦銀行は9.1%、南日本銀行は8.4%になります。この後は、資本注入枠は全部で12兆あったわけですが、資本を充実されたい金融機関は金融庁としては大歓迎でございまして、そのための準備として会社の定款等のご変更をしていただければと思っております。

【平成21年3月13日（金）閣議後記者会見】

Q：日銀の劣後ローン引受けについてのご意見はございますか。

A. これも金融機関の自己資本の充実のためには有効な手段を1つ提供してくださったわけですから、金融機関としては金融機能強化法による資本注入という選択もあるし、あるいは劣後ローンという選択もあるわけですから、銀行を経営する経営者の経営判断にはオプションが広がった。大変いいことだと思っております。

【平成21年3月19日（木）繰上げ閣議後記者会見】

【大臣冒頭発言】

金融担当大臣として、次の件についてご報告申し上げます。空売り・自己株取得に関わる年度内時限措置の延長について。空売り規制及び上場企業の自己株式取得については、現下の我が国株式市場の状況に鑑み、本年3月31日までの時限的な措置として、空売り規制については株の手当てのない空売り、いわゆるネイキッド・ショート・セリングの禁止等の追加的措置、自己株取得については、1日の買付け数量の上限の引上げ等の措置を講じているところでございます。市場が不安定の中、不公正取引を予防する等の観点から、これらの空売り規制及び自己株取得に関わる措置を当分の間継続することが適当であると考えられます。こうした観点から、今般、両措置について7月末まで延長することとし、このための内閣府令、告示を年度内に公布する予定でございます。

Q：アメリカが、最大1兆ドルの不良資産の買取りプランを発表しました。この評価と、金融市場、实体经济に与える影響についてどのように見ていらっしゃるか、お伺いします。

A. 不良債権、資産はいずれ処理しなければならない。処理をしてバランスシートから外すという作業はどうしても必要なわけですが、その作業にいいよアメリカが着手されたということは、大きな前進であると思っております。従いまして、そのような政策が発表されたということは、金融界並びに産業界に、また国民に、また全世界に極めていい影響をもたらすものと評価をしております。

【平成21年3月24日（火）閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ 金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、平成 20 年 10 月 16 日より、中小企業金融円滑化に向けた監視を一層強化するため、「貸し渋り、貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報窓口（大臣目安箱）を開設しました。

大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届くこととなっており、また、民間金融機関に関するものは金融庁、政策金融機関に関するものは財務省の担当部局にも回付し、例えば、情報提供者が、「具体的な情報を金融機関に開示しても構わない」ということであれば、担当部局より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請するなど、行政を行う上での情報として活用していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[『金融円滑化「大臣目安箱」について』](#)（平成 20 年 10 月 17 日）にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのホームページにバナーを設置しています。

○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、[「金融円滑化ホットライン」](#)を開設しています。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成 20 年 4 月 4 日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：金融円滑化ホットライン

受付時間：平日 10：00～16：00

電話番号：03-5251-7755

受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「特定業種に対する金融機関の貸出判断について」](#)（平成 20 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

○ 中小企業の資金繰りを応援します！

～金融庁と中小企業庁は合同で中小企業の資金繰り支援の施策をまとめた パンフレットとポスターを作成しました～

日本経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、中小企業の資金繰りも厳しさを増しています。

こうした中、政府では、中小企業の資金繰り支援のため各般の施策に取り組んでいます。

金融庁と中小企業庁では、今般、合同で中小企業に対する資金繰り支援の施策のうち、中小企業に特に知っていただきたい事項を分かりやすくとりまとめたパンフレットを作成しました。

従来、政策の広報は、所管省庁がそれぞれ行うことが多かったのですが、メッセージの受け手である中小企業の立場に立てば、どの省庁が所管しているかにかかわらず、必要な情報を分かりやすく入手できることが重要と考えられることから、中小企業金融に関係する両庁の連携を行うこととしたものです。



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —



まず、中小企業の金融円滑化に関するお問い合わせ先について、一覧にして掲載しました。

金融機関の融資等に関する大臣直通の情報受付窓口である、金融円滑化「大臣目安箱」や民間金融機関の融資等に関する電話による情報受付「金融円滑化ホットライン」、また、中小企業庁等に設置されている「中小企業金融貸し渋り 110 番」等のお問い合わせ先も、このパンフレットを御覧いただければ分かるようになっています。

また、施策に関しましても、新たな融資を受けたい方々に対する支援策、あるいは、既存の借入金の返済条件を変更したい方々に対する支援策、というように、ご希望される融資によってどういった支援策を利用できるのか、というようなことについてポイントを簡潔にまとめて記載しています。

「資金繰りが厳しく、返済条件を緩和してもらえれば助かるのだが、銀行に不良債権になるからと言われて、返済条件の変更に応じてもらえない。どうしたらよいのか」といったような声が中小企業の方々から聞かれます。そういった方々にこそ、このパンフレットを手にとっていただき、政府による資金繰り支援策を知っていただくことで、金融機関等とご相談していただく際の足がかりになればと思います。

今般の合同パンフレットに関しては、全国の最寄りの財務局、経済産業局にも置いてありますので、是非お問い合わせください。

中小・小規模企業の資金繰りを
全力をあげて応援します！

—中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます—

新たな融資を受けたい方々へ

緊急保証制度の対象業種の追加や、
セーフティネット貸付の拡充等を行っています！

既存借入金の返済条件を変更したい方々へ

中小企業向け貸出金について、金利や期間等の返済条件を変更しやすくなりました！金融機関とご相談下さい。

詳しくはパンフレットを御覧下さい

【お問い合わせ先】

○緊急保証やセーフティネット貸付について

中小企業庁 TEL 03-3501-6280

または、最寄の経済産業局へ

○条件緩和債権の取扱いについて

金融庁 TEL 03-3506-6000

または、最寄の財務局へ

お問い合わせ下さい

なお、上記のパンフレットに記載した、条件緩和の取扱いに関する施策について、簡潔にまとめたパンフレットもありますので、是非御覧いただきたいと思います。(下のパンフレットはウェブサイト上の『中小企業の皆様へ（中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました）』からも御覧いただけます。)

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、**金融検査マニュアル別冊などを改定しました**
金融機関が条件確認も行っても、不良債権にならない取引を拡大しました。

資金繰りが大変だと、銀行は不良債権になるからと言って、返済条件の変更に応じてくれません・・・

**今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とはご相談下さい。**

条件確認(返済条件)の内容

- ・返済の滞り
- ・返済滞り原因の調査
- ・返済滞り原因の調査
- ・返済滞り原因の調査
- ・返済滞り原因の調査

返済滞りによって貸付料に不利なためとされています。

改定前

不良債権にならないためには・・・

中小企業と大企業とでは、3年以内に経営が健全化するまで「経営改善計画」が必要ですよ。

「計画」期間中、一定以上の利益確保する必要があります。

さらに・・・

大企業と中小企業とは、大企業に比べて「計画」期間中に経営が健全化するまで「計画」期間が必要ですよ。

中小企業は利益改善の改善を要する、計画期間中に利益改善しない場合は不良債権になります。

改定内容

中小企業向け貸付資金の条件緩和がしやすくなりました！

経営が健全化するまでの期間を大幅に短縮しました。(期間短縮、返済条件が良好な場合のみ)

「計画」の進捗が確認できる、その原因を分析し、今後が経営が健全化するまでに「計画」期間に達しない場合と同等ように「計画」期間を短縮しています。

経営室 経営支援部長

[illegible]

○ 株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日より実施されました！

株券電子化について、よくあるご質問を Q&A 形式でお答えします。

Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（以下、「ほふり」といいます。）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

平成 21 年 1 月 5 日に株券電子化が実施され、上場会社の株主権の管理は新たな株式管理制度による電子的な管理に統一されました。

Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

- ① **株主にとっては、**
 - i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
 - ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなり**ます。
 - iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。
- ② **発行会社（株主名簿管理人を含む。）にとっては、**
 - i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなり**ます。
 - ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
 - iii) 株券喪失登録を行う必要がなくなります。
- ③ **証券会社にとっては、**
 - i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
 - ii) 株主が株券をほふりに預託する場合やほふりに預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

Q3. 株券電子化により、株主はどのような手続きが必要ですか？

- (1) 株券電子化の実施前に株券をほふりに預託した方は、特段の手続をとる必要はありません。
- (2) 株券電子化の実施までにほふりに預託せず、株券がお手元にある方は、株主名簿上の名義人の名前で、発行会社により「特別口座」が開設され、権利は保全されています。

ただし、特別口座では株式の売却・担保設定等の取引はできません。取引をするためには、株主が証券会社に口座を開設し、特別口座から株式の振替手続を行うことが必要です。取引を希望する方は、特別口座を開設する信託銀行等や証券会社にご相談ください。

Q4. 株券が手元にあり、名義書換えをしないまま株券電子化を迎えた場合、特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続が必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

- (1) 特別口座の名義人との共同申請
- (2) 以下のいずれかの書類を提出して申請
 - ① 相続を証する書面
 - ② 裁判の判決、和解調書など
 - ③ 株券+株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後 1 年間のみ）

これらの手続を行おうとする方は、特別口座を開設する信託銀行等にご相談ください。

Q5. 株式担保取引はどのようにしたらよいのですか？

株券電子化実施後、株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることにより行われます。取引を行おうとする方は、取引先の証券会社や銀行等にご相談ください。
なお、株式担保取引の匿名性については、株券電子化実施後についても確保が可能となっています。

Q6. 未上場の株式は電子化の対象ですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式であり、**未上場の株式（未公開株式）は対象外**です。
(注) 上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も株券電子化の対象です。

Q7. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、株券を価値があるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って株券を回収する行為（注）などの詐欺的行為がないと言い切れません。

金融庁や証券会社、関係団体などが株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。

(注) 株券電子化後においても株券は、名義回復を行う際の重要な証拠書類となり得ますので、その管理・処分についてはご注意ください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

平成19年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならない。利益の見込みについても、著しく事実と相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

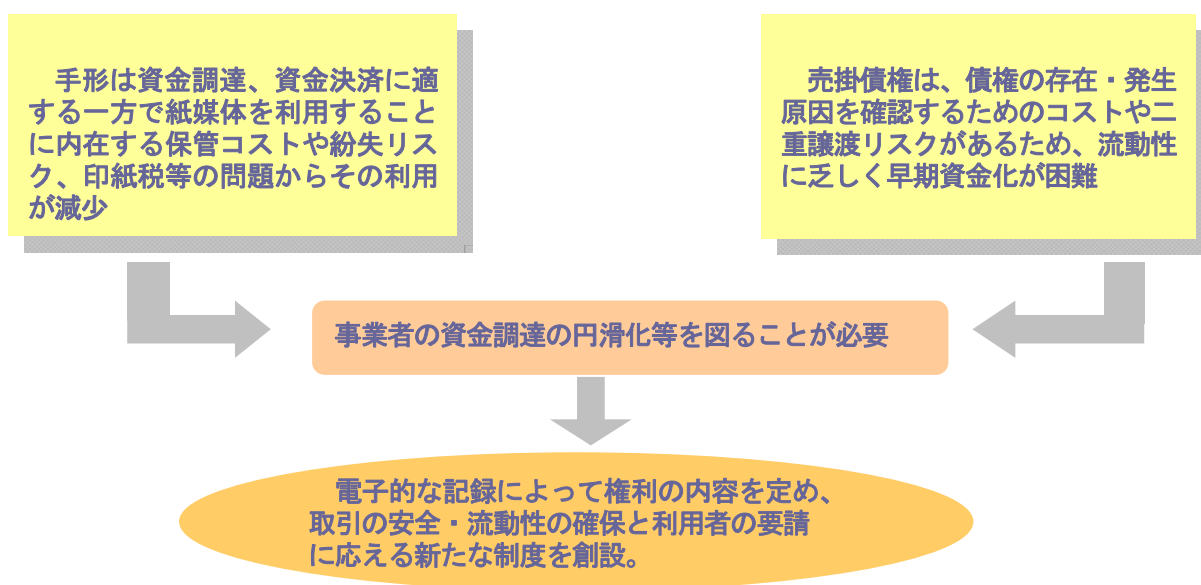
○ 電子記録債権法の施行について

平成 19 年 6 月 20 日に成立した「電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）」が平成 20 年 12 月 1 日に施行されました。

電子記録債権は、当事者がインターネット等を通じて電子債権記録機関に電子記録を請求することにより債権の発生・譲渡ができる、手形・売掛債権等とは別の新たな類型の金銭債権です。

これまで、企業間の取引においては、手形が決済手段として利用されていました。手形には、支払期日前であっても割引によって現金化することができるなど、中小企業の資金繰りを支える機能がありました。一方、大企業においては、事務手続きの電子化を進める中で、紙媒体を利用することにより生じる事務コスト（発行・保管コスト等）はできるだけ削減したいという考えから、手形ではなく期日振込による決済や一括決済方式を行うようになってきており、手形の流通量は平成 2 年度をピークに年々減少しています。また、売掛債権は、債権の存在・発生原因の確認に係るコストや二重譲渡のリスクがあるため、流動性に乏しく早期の資金化が困難なものとなっています。

電子記録債権制度は、売掛債権等を電子データ化することで、前述のような様々なコストやリスクを解消するものであり、事業分野における IT 化の進捗が著しい昨今、電子記録債権が事業者の資金調達における新しい手段として広く活用されることが期待されています。



○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決及びあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決及びあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)、平成 20 年 10 月 1 日に[全国銀行協会](#)、平成 21 年 4 月 1 日に[社団法人信託協会](#)が認定を受けています。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

証券取引等監視委員会は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び取引の公正性を害する犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と多数の情報をお寄せいただきました。

個別銘柄に関する情報

相場操縦(見せ玉など)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書の虚偽記載など)やファイナンス(架空増資、疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題・・・など

金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等に関する問題・・・など

その他の情報

疑わしい金融商品・ファンド、無登録業者、市場の公正性を害するような市場参加者(いわゆる仕手グループなど)の情報・・・など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。(なお、個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください) なお、インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの情報受付窓口からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「e-Gov 電子申請システム」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「法令一覧による検索」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「e-Gov 電子申請システム利用規約」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは e-Gov トップページの「e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから」をご確認ください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。



【3月の主な報道発表】

6日	アクセス	我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
9日	アクセス	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令」等について
	アクセス	保険持株会社になることの認可について
10日	アクセス	アルテック株式会社子会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	金融円滑化のための新たな対応について
	アクセス	「貸出条件緩和債権関係Q&A」の改定について
13日	アクセス	地域銀行3行に対する資本参加の決定について
	アクセス	監査法人の処分について
16日	アクセス	株式会社Jファクターに対する行政処分について
18日	アクセス	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	ティー・エフ・ジー・インベストメント・アドバイザー株式会社に対する行政処分について
23日	アクセス	地震保険の基準料率に対する異議の申出にかかる意見聴取調書について
24日	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る年度内時限措置の延長について
	アクセス	特定保険業者 MF P 共済会に対する行政処分について
	アクセス	マネックス証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	楽天証券株式会社に対する行政処分について
26日	アクセス	株式会社足利ホールディングス及び株式会社足利銀行の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の変更認定について
	アクセス	「監査基準の改訂について」（公開草案）の公表について
27日	アクセス	金融円滑化のための新たな対応としての自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の一部改正告示について
	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について
	アクセス	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
	アクセス	中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要
31日	アクセス	「金融サービス利用者相談室」におけるナビダイヤルの導入について
	アクセス	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成21年3月期版）
	アクセス	地域密着型金融に関する取組み事例集の公表について
	アクセス	「金融機関のCSR事例集」等の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。